

一般社団法人青森県産業資源循環協会会長 殿

青森県環境生活部長  
(公 印 省 略)

### 高濃度PCB廃棄物の期限内処分の徹底について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、かつて、電気機器の絶縁油など様々な用途に使用されてきた油状の物質ですが、毒性が極めて強く、昭和40年代に「カネミ油症事件」などの健康被害が発生したこと等から、現在は新たな製造や使用が禁止されています。

PCBが使用された電気機器等は、これらを保管している事業者が法律により定められた期限までに処分するよう義務づけられており、中でも高濃度PCBを含有する変圧器・コンデンサーについては令和4年3月31日、安定器及び汚染物等については令和5年3月31日までに処分しなければならないこととされています。

また、事業者が期限までに高濃度PCB廃棄物の処分を行わなかった場合、改善命令（行政処分）の対象となるとともに、命令に違反した場合は罰則が科されることがあるなど、高濃度PCB廃棄物の期限内の確実な処分の実施が求められるところです。

つきましては、本県内の高濃度PCB廃棄物の期限内処分を確実なものとするため、PCB廃棄物の処分期限等について貴団体の会員等にお知らせいただくなど、周知に特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 【添付資料】

- ・ PCB廃棄物に関するリーフレット
- ・ 掘り起こし調査等における高濃度PCB廃棄物等の発見事例
- ・ 計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例

※ 添付資料データは、青森県庁ホームページ（ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について）にも掲載していますので、適宜御活用ください。

また、会員等への資料配付（紙資料）に御協力くださる場合は、必要部数を準備しますので、御一報くださるようお願いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

青森県環境生活部環境保全課

PCB廃棄物処理対策グループ

電話 017-734-9584(直通) FAX 017-734-8081